

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年9月1日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年9月1日（金） 午前10時 開会
午前10時54分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 村上英明 副委員長 松本暁彦 委員 安藤 薫
委員 西谷知美 委員 塚本 崇
議長 福住礼子 副議長 光好博幸
議員 森西 正

1. 欠席委員

なし

1. 陳情の趣旨説明のため出席した者

大阪府保健医協会 高木英司 同協会 大原あゆ 同協会 木下 暁

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 大西健一
同局次長代理 香山叔彦

1. 案件

- ・陳情者の趣旨説明について
- ・令和5年第3回定例会審議日程及び議事日程について
- ・長期欠席に伴う議員報酬の減額について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

初めに、健康保険証廃止の凍結を求める意見書提出の陳情についてです。

最初に陳情者から趣旨説明をしていただきます。説明時間は10分以内で、趣旨説明終了後、委員からの質疑をお受けいたします。その後、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議してまいります。

それでは、趣旨説明について、よろしくお願いをいたします。

○陳情者 本日は貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

私どもは、大阪府下の開業医師・歯科医師の団体でございます。このたび、健康保険証廃止の凍結を求める意見書の提出について、大阪府下全ての自治体に取組を行っております。

皆様ご存じのとおり、来年の秋に健康保険証が廃止される法律が成立しましたが、医療現場では様々なトラブルが出ております。参考資料をお配りいただいていると思いますが、私どもの会員の医療機関に取ったアンケートでは、6月以降にトラブルが7割近く出ております。マイナ保険証で資格を確認すると、資格が無効とか、該当資格がなしと出てしまい、正確な資格確認ができないことがアンケートからも明らかになっています。

現在は健康保険証があるため、そういったトラブルが起きても、健康保険証の資格情報を確認して、通常の保険診療が受けられることになっています。経過措置等ありますけれども、このまま来年秋に廃止され

てしまうと現場が大変混乱してしまいます。今、調査等も行っており、一旦立ち止まって考えていただいて、議論をまた進めていただきたいので、今回凍結を求める意見書提出の陳情に参りました。

私からは以上となります。

○村上英明委員長 そのまま引き続き、補足説明をお願いします。

○陳情者 私は内科医で、約50年、診療しています。今回のオンラインの資格確認、オンラインの請求義務化、そして来年の秋、私たちが本当になじみ深い、これだけは忘れたらいかんという健康保険証が廃止になることを聞きました。私たちの日常診療を振り返りますと、これについては非常に大きな問題があると考えています。

私たちが慣れ親しんだ健康保険証を残していただきたいのが切なる思いであります。

この間、何日にもわたってこういうアンケートを取ってきました。今日は歯科保健医協会と医科協会の二つのアンケートが皆さんのお手元に届いていると思います。大阪府の場合は特にそうですけども、午前診、夜診、その間に往診という形でいろんなことをやっています。その中で、保険証は、我々の診察の窓口となります。まず保険証を見て、保険証の中身がその本人と間違っていないかを確認し、診療が始まるわけです。

その一番確認すべき保険証が、今回マイナ保険証という形で運用されようとしています。デジタル化は絶対必須のことで、今後も進めていかなければならない。時代の流れと同時に私たちの診療を効率よくするためにも非常に大事であると本当に身にしみて分かっているわけです。

今回そういう形でいざ入ってみますと、

非常にいろいろな問題が出てきている。議員の皆様は新聞等々で読んでおられ、ごく身近なものとしてお考えかと思えます。

デジタル化を進めることは、私たちも同じ立場であります。それを今すぐにやるべきかということがだいぶ違います。それはなぜかといいますと、毎日診療で、高齢者の方が、診察券等々を用意し診察を始めのわけです。それがもしもマイナ保険証になった場合、まず暗証番号を覚えなにかんということです。あと、暗証番号でなかったら顔認証になっています。患者は、記憶力のいい方ばかりではなく、特に高齢者の場合は、暗証番号を覚えるのはまず至難の業です。恐らく、手帳か何かに書くなりメモを握りしめ、自分の暗証番号がこれやという形で診察に行かれます。どういう形で使っていかが分からないので、例えば職員の方に暗証番号をお願いしますということになるわけです。これでは暗証番号の意味がないわけです。患者自身がそれを使いこなせない。現実はそのような問題があるのと同時に、マイナ保険証でいざ診察しようとしたら、あなたの保険証ではないとしょっちゅう出るわけです。いわゆるひもづけがされていないわけです。

ひもづけされていない理由の一つは、IT企業の、本当にお粗末なシステムの誤りであると新聞にたくさん載っています。その後を見ますと、今度は、マイナ保険証とマイナンバーとがうまくひもづけされていない。これは自治体職員がきちんとできていないということになったわけです。

生年月日、名前が合っているということになりますと、同姓同名の方がひもづけされ、自分の情報がほかの人の情報として記録されていくことが起こります。

今度はマイナンバーとマイナ保険証がそもそもひもづけされていない。この問題の深刻さがいよいよ大きく広がっています。

マイナ保険証を使って診療に来られる方は数%です。1%以下のところもあり、そもそも使えないところは、飾りとして置いてあるけど使っていない。その中で、今で言いましたら77万人がひもづけされていない状況になっています。今、1%ぐらいの利用者においてこれだけの問題が起こっているのに、100%になった場合はどうなるか、皆さん方においては、すぐにその結果がお分かりになると思います。来年の秋頃には、本当に大変なことが起こってしまいます。今、一生懸命進めているわけですが、これをとにかく立ち止まり、問題点がどこにあるか、患者等々が本当に困らないようなシステムをどう作るかを議員の皆様にも真剣に考えていただきたいと思っています。

これは患者のためでもあり、診療する我々のためでもあります。国全体のこのシステムが将来的に、こんなことになったよとトラウマに陥らないよう、本当に皆さん方にご検討いただいて、今回は凍結としていただきたいのが私たちの切実な思いであります。

以上で、簡単ですがご紹介しました。
○村上英明委員長 ありがとうございます。

それでは説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けをいたします。委員の皆さん、いかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。

今回、多々問題があることは認識してい

ます。各診療所でも、マイナンバーカードのリーダーと保険証の両方を使って確認しているのが現実だと思います。

今回の陳情では、延期ではなく凍結という、かなり強い意味を持った言葉を使っておられると思います。延期ではなくて凍結にされた理由はございますでしょうか。

○村上英明委員長 説明をお願いします。
○陳情者 私たちが廃止という言葉を使っていないのは、とにかく何とか延期してほしいという思いです。今、計画を立てている人は何月何日に何をすると、期限を切られています。とにかく一旦止めてもらい、止まったら結果的には延期になると考えています。この凍結という言葉は廃止と受け取っていただくのではなく、現状の誤りを直すには、延期になると考えていただきたい。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。
西谷委員。

○西谷知美委員 ご説明ありがとうございます。

利用率自体が数%とのこと。やはり懸念されるのが、高齢者の対応が厳しいことだと思います。今、高齢者のトラブルの割合が多いかどうか、大体の感触、何%ぐらいか教えていただきたい。

今、高齢化社会です。介護の方が銀行の引き落としを代わりにやることも禁止されているのは、重要な個人情報漏れることを懸念されていると思います。

○村上英明委員長 説明をお願いします。
○陳情者 私の診療所ないし私たちの保険協会の開業医の先生にお聞きしても、高齢者の場合はまず使わない。使わないというか使えない、暗証番号を覚えることができないので、現行の健康保険証を持ってこられているのが現状です。

今利用されている中で、ほとんどが壮青年です。高齢者についてはまず使っていない、ゼロに限りなく近いと考えていただきたいと思います。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 ありがとうございます。
全体として1%、高齢者の割合はほとんどいないと理解いたしました。ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほか、よろしいでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 どうもありがとうございます。

現段階のわずかな利用率で、これだけの混乱が起きている。本格運用が始まったときには一体どのぐらいの混乱が起きるかを危惧されての意見書陳情だと理解をいたしました。

2点お伺いしたいです。一つは、マイナンバー保険証と保険証廃止の根幹に関わる問題だと思います。国民皆保険制度が、マイナンバー保険証に統一された場合に揺るがされてしまう。命と健康を脅かすことになるというお話がありました。その中のご説明には、納付と給付は別々ですから、極端に言えば、ほっといても加入さえすれば保険証が送られてきますから医療を受けられる。窓口はいつでも空いているけれども、マイナ保険証や、今議論されている保険資格確認書などについては、本人が申請をしないといけない、申請主義である。

そうなった際に、申請できない方が非常に多く出てくると危惧されていて、保険診療から排除されてしまうと危惧されています。その点についてお聞かせいただきたい。

もう一点は、今、政府でもいろんな行政

の入力の間違いであるとか、システム上のトラブルに対して、いつまでに総点検するとおっしゃっています。総点検する行政やいろいろな連合会等も、事務量を考えると、そんなことができるのかという思いがあります。当初の切替え時期の過渡的な間違いだということだけでなく、アンケートを見させていただくと、保険の種類が変わった、会社を辞めた後に国保に移ったとか、姓が変わったとか、様々な変更があった際の手続においても間違いが起きている。日常的に今後もひもづけの問題、システム上の問題は起き得るということです。その点についてお話しいたきたい。

○村上英明委員長 説明をお願いします。

○陳情者 実際に健康保険証の廃止が執行されてマイナ保険証で医療機関を受診しますと、保険料を払っているにもかかわらず、該当する資格とひもづけがされていないというミスで資格なしと出た場合、国民皆保険制度であるにもかかわらず無保険状態になってしまいます。

そうなった場合、医療機関で一旦全額自己負担をしないといけない。そこで政府としては、そういう無保険状態で10割負担が起きてしまうという国民の声を受け、そういった場合には本人が資格確認書を書いて医療機関に提出し、3割負担なり2割負担なりになるという対策が取られるようになってきました。

ただ、資格確認書は自分で申請しないことにはもらえないものでもあります。高齢者や障害等を理由に、マイナ保険証等の申請が難しい方に対し、自分の保険資格情報を証明するものがなくなるということで、政府はプッシュ型とか、いろんなトラブルを受けて、揺れ動いている状態だと感じます。

全額負担が生じる可能性があるとなれば、経済的な理由から受診を控えるケースももちろん出てくることが、先生方も懸念している点でした。

ここにおられる議員の方々も自分の保険証がいつ切れるかをしっかり確認された方はそんなにおられないと思います。特に後期高齢者になった場合、保険制度が変わります。あなたはいついつから後期高齢者になりますと、誕生日までは1割負担でもよろしいですと市役所から来ると思います。これを確認しておく必要があります。切れてしまう場合があるわけです。切れた場合は、その患者は気がつかないまま診療所に行かれる。診療所で、後期高齢者の保険証を出した場合に、これはもう過ぎていますとなるわけです。その日は診察を受けないか10割負担のどちらにされますかという話になってくるわけです。

先ほどの暗証番号を十分自分で記憶できないような高齢者の方に、いついつまで、しかも最長5年になるか何年になるかは分からないのですが、切れた段階をはっきりと確認される方がどれだけおられるかと思えます。私たちの診療所でも、次の診察日は何月何日、冷蔵庫のところに貼ってくださいます。しかし、貼っていることすら、確認することすら忘れていた患者もおられます。それがこの診療、保険証の中で起こってくると皆さん考えていただきたい。

以上です。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

現状の保険証で、ほとんど支障なくといえますか、スムーズに回っている保険診療のシステムが、マイナ保険証が入ってくることによって、新たなマイナンバーカード

とのひもづけ作業、その間にはいろいろなトラブルが起きる余地がたくさん残されている。それが本格運用までに全てきれいに解消できるかという、なかなか難しい面もある。それから運用を始めた後も、国保から後期高齢者に変ったり、住所が移動したり、ひもづけの内容を変える作業もずっと継続的に行われていく。その都度、医者と保険機関、保険者と患者との中で右往左往しなきゃいけないと考えます。今の保険証をそのまま存続しながら、デジタル化を考えていくのが本来あるべき姿だという意味では、この陳情書の思いはよく理解できていると思っています。

先ほど、凍結は廃止を求めているのではないということだったと思います。少なくとも今、政府においてもシステムのトラブル等の見直しをしておられ、点検をしていくと思います。そう簡単に物事が進むわけでもないし、今まだ見えないものもたくさんあるという点で、やっぱり一旦立ち止まることは、非常に利にかなった申入れになると思います。その点非常によく理解できたと思いました。

以上です。

○村上英明委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 ご説明ありがとうございます。

1点確認です。資料2、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書で、神奈川県から国に出しているものがあります。この資料を添付された意図は、こういう問題を解決すれば、一体化が進むことができるだろうという認識なのか、教えていただきたい。

○村上英明委員長 説明をお願いします。

○陳情者 こちらの要望書を添付させていただいた理由は、一保険者である神奈川

県国民健康保険課が、マイナ保険証に関して、国に対して、事務負担や、混乱が生じないように申立てをしているということです。ぜひ摂津市の国民健康保険担当課にも聞き取りをしていただいて、現状の事務負担の内容とか、来年秋の切り替え、保険証が廃止されたときにどういうトラブルが出てくるのかも含め、現場の声を聴いていただいて、意見書提出に当たっての参考にさせていただきたいという思いで添付させていただきました。

先ほど言うのを忘れたのですが、マイナ保険証、マイナンバーカード、これを取得するのは任意であり、この点について押さえておいていただきたい。あくまでもこれは個人が、任意でそれを受け取るものであると。

現行の保険証は今の国民健康保険の中で、社会保障として義務として国・自治体が交付すべきものであるとなっています。趣旨が全く違うので、片一方は任意で一方は義務であるという点が、非常に大事な点だと思います。

○村上英明委員長 ありがとうございます。

では、以上で質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日はお忙しい中、議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

来る9月6日から開催されます令和5

年第3回摂津市議会定例会におきまして、報告案件2件、認定案件8件、予算案件2件、条例案件4件、その他の案件1件、合計17件の議案を提出させていただきます。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

それでは、第3回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和5年第3回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第7号は、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件でございます。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものでございます。

令和4年度決算に基づく各比率につきましては、実質赤字比率は0.14%の赤字であり、連結実質赤字比率は黒字であるためバー表示としております。

次に、実質公債費比率はマイナス0.7%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担を上回ったためバー表示としており、全ての比率は早期健全化基準を下回っております。

また、水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足は発生しておりません。

次に、報告第8号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件はドメスティック・バイオレンス被

害者支援措置対象者の住所地漏えい事故に係る損害賠償で、地方自治法第179条第1項の規定により、8月28日に専決処分をいたしたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和5年5月24日水曜日午前11時15分頃、手続のため来庁したDV加害者に対し、DV被害者支援措置対象者の住所が印字された書類を提示したことにより、DV被害者の現住所が知られることとなったものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。また、損害賠償の額は81万1,690円で、全額全国市長会から補填されるものでございます。

なお、8月28日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただきます。

続きまして、認定第1号から認定第8号までは令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計及び特別会計決算認定の件でございます。

お手元に配付させていただいております令和4年度各会計決算一覧表に基づき、ご説明させていただきます。

まず、認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額438億4,351万8,705円、歳出決算額429億9,766万8,395円で、歳入歳出差引額は8億4,585万310円、翌年度へ繰り越すべき財源が8億7,550万8,000円で、実質収支額は2,965万7,690円の赤字となっております。

次に、認定第2号、令和4年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収

入額20億7,810万3,883円、支出額19億3,592万9,198円で、差引額は1億4,217万4,685円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額5億3,936万4,000円、支出額12億9,999万2,639円で、差引額は7億6,062万8,639円の収支不足となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、認定第3号、令和4年度摂津市下水道事業会計決算認定の件でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入額36億4,371万4,003円、支出額33億7,570万6,654円で、差引額は2億6,800万7,349円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額19億6,165万1,838円、支出額34億6,835万7,077円で、差引額は15億670万5,239円の収支不足となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、認定第4号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額91億2,045万2,473円、歳出決算額91億1,469万7,821円で、歳入歳出差引額は、575万4,652円となっております。

次に、認定第5号、令和4年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額14億2,345万3,211円、歳出決算額2,807万7,280円で、歳入歳出決算、歳入歳出差引額は13億9,537万5,931円となっております。

次に、認定第6号、令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額、歳出決算額ともに840万6,896円で、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、認定第7号、令和4年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額71億9,969万3,945円、歳出決算額70億6,026万8,330円で、歳入歳出差引額は1億3,942万5,615円となっております。

次に、認定第8号、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額14億2,327万7,726円、歳出決算額13億5,821万9,125円で、歳入歳出差引額は6,505万8,601円となっております。

続きまして、議案第59号は、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号）でございます。

本件は、現計予算額472億7,546万5,000円に補正額2,142万5,000円を追加し、補正後の予算額を472億9,689万円とするものでございます。

その内容は、歳入で普通交付税や臨時財政対策債の減額補正を計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金などを計上いたしております。

歳出では、過年度分国庫返還金や多世代同居・近居支援補助金、学童保育所運営引継業務委託料などを計上いたしております。

債務負担行為では、市民ルームフォルテなど18施設の指定管理事業のほか、小学

校給食調理業務等委託事業など3事業を追加し、地方債では臨時財政対策債を変更いたしております。

次に、議案第60号は、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は現計予算額75億8,941万2,000円に補正額1億8,419万1,000円を追加し、補正後の予算額を77億7,360万3,000円とするものでございます。

その内容は、令和4年度決算に伴う精算で、歳入では前年度繰越金などを計上いたしております。歳出では過年度分国庫府費等返還金や、一般会計繰出金などを計上いたしております。

続きまして、議案第61号は、摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は市長及び副市長の給料の減額を行うため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、令和5年10月1日から、同年12月31日までの間における市長及び令和3年4月1日以後に新たに副市長となった者を除く副市長の給料月額について、100分の20に相当する額を減額するものでございます。

なお、施行日は令和5年10月1日といたしております。

次に、議案第62号、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は学童保育室の入室資格の要件を緩和するとともに、保育料の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、学童保育室の入室資格につきまして、第1学年から第3学

年までの児童または規則で定める学年の児童とすることにより、入室資格の要件を緩和するものでございます。

また、保育料を同一世帯から利用する児童一人目については月額4,500円から6,000円、児童二人目以上につきましては月額2,250円から3,000円に改定するものでございます。

なお、施行日は令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第63号は、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は放課後児童健全育成事業の実施に係るこども家庭庁の通知の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、放課後児童支援員につきまして、研修の修了を予定している者も対象とするとして資格要件が緩和されることとなったため、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第64号は摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、同法の引用箇所を整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

続きまして、議案第65号は動産取得に関する件でございます。

本件は物品を取得することにつきまして、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでご

ございます。

取得する物品でございますが、高規格救急自動車で、契約方法は指名競争入札、契約金額は1,945万9,000円でございます。契約の相手方は摂津市東別府1丁目1番7号、日産大阪販売株式会社摂津店、店長梅林茂大でございます。

以上、令和5年第3回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、質問はないようですので、理事者の皆様は退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、第3回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山局次長代理。

○香山局次長代理 令和5年度第3回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

会期は9月6日から9月29日までの24日間でございます。

本会議初日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

7日が、文教上下水道及び民生常任委員会、8日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、11日が委員会予備日でございます。

また、8日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

次に、21日が議会運営委員会、26日は一般質問、27日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

28日及び29日の本会議は、役員改選でございます。また、29日の議会運営委員会で第4回定例会の日程を仮決定いただきます。

なお、審議日程案には記載しておりませんが、22日に文教上下水道常任委員協議会が開催予定となっております。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、議事日程について説明申し上げます。

本会議初日は、日程1が会期の決定でございます。

日程2は、認定第1号など13件で、提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託で、認定第1号から認定第8号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

日程3は、報告第7号で報告を受けていただきます。

日程4は、報告第8号で報告、質疑を受けた後、即決でございます。

日程5は、議案第61号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

日程6は、議案第65号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

9月26日は一般質問でございます。

9月27日は日程1、一般質問の後、日程2、議案第59号など委員会付託案件の5件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。

9月28日及び29日は、議会役員改選でございます。

次に、議案付託表でございます。

各常任委員会と議会運営委員会及び特別委員会で審査をお願いする案件でございます。最後におつけしています所管別分割表につきましては、認定第1号、令和4年度一般会計歳入歳出決算、議案第59号、令和5年度一般会計補正予算（第5号）について、付託された委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、長期欠席に伴う議員報酬の減額についてです。

長期欠席による議員報酬の減額につきましては、これまで協議の中で議会活動の範囲や、議員報酬の減額割合など、各会派で様々な考え方がございました。

また、逮捕・勾留による議員報酬の減額につきましては、東京都の資料でも示されているとおり、無罪の場合の支給停止解除など条例への規定を検討すべきとのご意見もございました。本日はこれまでのご意見等を踏まえ、協議したいと思っております。

協議に入る前に、提案会派の塚本委員より発言の申出がありますので許可します。

塚本委員。

○塚本崇委員 許可していただき、ありがとうございます。

本条例提出の件、我々から各会派に説明させていただいて、いろんな意見を頂いたかと思っております。

その上で、この条例案に関しては、逮捕・勾留に限るということで、各会派の意見を

集約できるのであれば委員長に預けたいと思います。また、我々の条例案も取下げさせていただきたいと思っております。お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○村上英明委員長 ただいま塚本委員より逮捕・勾留に限ることで、各会派の意見を集約できるのであれば、今後の進め方等については委員長に委ねる旨の申出があったと思っております。

委員長といたしましても、各会派の意見を集約できるのであれば、逮捕・拘留で条例案の協議を進めていきたいと考えております。これにつきましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、それではそのように決定をいたします。

次に、条例改正についてです。

本件につきましては、現行の議員報酬に関する条例の一部改正で進めていきたいと考えております。現行条例の一部改正で集約できましたら、9月中旬までに委員長案をお示しさせていただき、次回の本委員会で協議決定していきたいと思っております。

なお、条例案の提出は9月27日の本会議3日目を想定しております。

条例改正については以上となります。ご質問等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、ご質問がないようですので、先ほど説明しましたとおりで進めていきます。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時54分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 安藤 薫